

**第5章 雑則（条例第27条～第34条）**

5. 1 巡視活動（条例第27条）

○不適切な事業の把握や許可事業の施工状況を確認するため、定期的に巡視活動を行う。

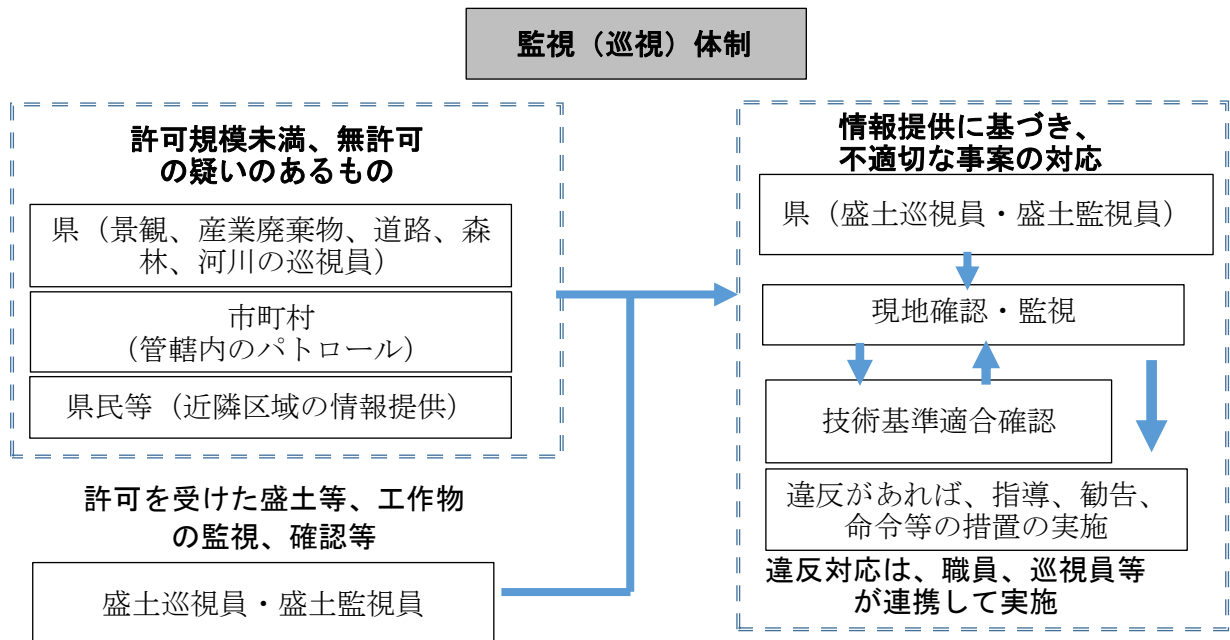
＜条例＞

（巡視活動）

第27条 知事は、不適切な盛土等の施工、工作物の設置及び建設発生土の搬出を防止し、斜面の安全の確保を図るために必要な巡視活動を行うものとする。

**解 説**

- ◆巡視活動の目的は、無許可事業を把握及び監視に加え、許可事業の施工状況について確認することである。このため、専任の盛土巡視員及び盛土監視員を配置して、巡回を行うことにしている。
- ◆巡視活動においては、他法令に基づく景観・産廃・道路・河川、森林開発等の巡視員（パトロール）及び担当部局と情報共有を図りつつ、市町村や住民等から不適切な事案の通報を受け付けることで、早期に不適切な事案を確認し、是正指導を行うことにしている。



5. 2 報告の徴収及び立入調査（条例第28条、規則第26条）

○特定事業の適正な実施を確認するため、又は条例の違反者や違反の疑いがある者に対して事実確認や情報収集を行うため、報告等を求め、必要に応じて事業区域に立ち入って調査を行う。

<条例>

（報告の徴収及び立入調査）

第28条 知事は、この条例の施行に必要な限度において、事業者に対して報告若しくは資料の提出を求め、又は職員に事業者の事業所、事業区域若しくは土砂を搬出し、処分し、若しくは仮置きする土地に立ち入らせて必要な調査をさせることができる。

2 前項の規定により立入調査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。

3 第1項の規定による立入調査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

<規則>

（身分証明書）

第26条 条例第28条第2項の身分を示す証明書は、様式第3号によるものとする。

2 法第7条第1項（法第24条第2項（法第48条において準用する場合を含む。）及び第43条第2項において準用する場合を含む。）及び第2項の身分を示す証明書は、様式第4号によるものとする。

3 法第7条第2項の許可証は、様式第5号によるものとする。

**解 説**

- ◆第1項の報告や資料提出の要求は、条例に基づく許可を受けた者だけでなく、条例違反又はその違反の疑いがある者に対して行うことができる。
- ◆報告徴収や立入調査は、事業者に対して行うことができる。元請負人、下請負人に対しては報告等を求めることはできないが、事業者を通じて施工状況等の確認に必要な事項や書類について提出を求めることができる。
- ◆立入調査は、他人の土地や事務所等に強制的に立ち入るものであることから、財産権やプライバシー等の権利などを侵害しないように、権限の行使に当たっては特に慎重な配慮が必要である。このため、立入調査に際しては、「職員」であることを明確にするため、身分証明書の携帯と関係人への提示を義務付けている。
- ◆立入調査は、行政処分を目的とする場合だけでなく、斜面の安全確保、災害発生の防止等に関する指導監督を目的とする場合にも行うことができる。

様式第3号(第26条関係)

(表面)

年 月 日交付 第 号(有効期間 年 月日まで)

所 属	職 名	氏 名

上記の者は、鳥取県盛土等に係る斜面の安全確保に関する条例第28条第1項の規定による立入調査を行う職員であることを証する。

鳥取県知事

(裏面)

鳥取県盛土等に係る斜面の安全確保に関する条例 抜粋

(報告の徴収及び立入調査)

第28条 知事は、この条例の施行に必要な限度において、事業者に対して報告若しくは資料の提出を求め、又は職員に事業者の事業所、事業区域若しくは土砂を搬出し、処分し、若しくは仮置きする土地に立ち入らせて必要な調査をさせることができる。

2 前項の規定により立入調査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。

3 第1項の規定による立入調査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

### 5. 3 指導及び助言（条例第29条）

○斜面の安全確保及び災害発生の防止等において、必要がある場合は、指導又は助言を行うことができる。

#### <条例>

（指導及び助言）

第29条 知事は、斜面の安全の確保、災害発生の防止又は良好な自然環境若しくは生活環境の保全を図るため必要があると認めるときは、事業者に対して必要な指導又は助言をすることができる。

#### 解 説

- ◆指導又は助言は、条例の目的となる斜面の安全確保、災害発生の防止などが図られるよう、事業者に必要な措置の実施を誘導する手段であるが、強制力はない。あくまで指導又は助言を受ける側の意思が尊重されることになる。
- ◆「指導及び助言」は、条例に基づく許可を受けた者だけでなく、条例違反をした者又はその違反の疑いがある者に対して行うことができる。
- ◆条例の施行日以前に工事完成又は工事着手するなど、条例が適用されない事業についても、斜面の安全、災害の発生に支障が生じるおそれがあると認められる場合は、事業者に対して「指導及び助言」を行使できるものとしている。

### 5. 4 勧告（条例第30条）

○条例の目的を達成するため、許可事業者又は搬出許可事業者に対し、斜面の安全確保及び災害発生の防止に必要な措置を講じるよう勧告することができる。

#### <条例>

（勧告）

第30条 知事は斜面地の工作物の設置及び建設発生土の搬出の適正化を図るため、許可事業者又は搬出許可事業者に対し、斜面の安全の確保、災害発生の防止又は良好な自然環境若しくは生活環境の保全のために必要な措置を講ずるよう勧告することができる。

#### 解 説

- ◆本条は、条例の規定に従わない事業者や「指導、助言」の行使にも関わらず必要な措置を講じない事業者に対して、一定の措置を行うように勧め、又は促す行為として設けた規定である。
- ◆「勧告」は、「指導及び助言」に比べて、斜面の安全確保等の措置を告げ、強く勧めることとなるため、勧告ができる対象を許可事業者又は搬出許可事業者にしている。

5. 5 命令（条例第31条）

○条例に違反するなど不適切な事業を行った者に対して、斜面の安全を確保する措置を講ずる義務を課する具体的な処分として、命令を行うことができる。

○命令に従わない者の氏名・名称は、公表することになっている。

<条例>

（命令）

- 第31条 知事は、許可事業者（第14条の規定により許可を取り消された者を含む。以下同じ。）が第4条第2項の規定に違反し、特定事業を実施したと認めるときは、当該許可事業者に対し、当該特定事業を中止すること及び期限を定めて当該特定事業に係る工作物の撤去、原状回復その他斜面の安全の確保、災害発生の防止又は良好な自然環境若しくは生活環境の保全のために必要な措置を講ずべきことを命ずることができる。
- 2 知事は、第7条第1項又は第9条第1項の規定に違反し、許可を受けずに特定事業を実施した者（第14条の規定により許可を取り消された者を含む。）に対し、当該特定事業を中止すること及び期限を定めて当該特定事業に係る工作物の撤去、原状回復その他斜面の安全の確保、災害発生の防止又は良好な自然環境若しくは生活環境の保全のために必要な措置を講ずべきことを命ずることができる。
- 3 知事は、第23条第1項又は第24条第1項の規定に違反し、許可を受けずに特定建設発生土搬出を実施した者（第26条の規定により許可を取り消された者を含む。）に対し、当該建設発生土の搬出を中止すること及び期限を定めて当該建設発生土の撤去その他斜面の安全の確保、災害発生の防止又は良好な自然環境若しくは生活環境の保全のために必要な措置を講ずべきことを命ずることができる。
- 4 知事は、前3項の規定によるほか、前条の規定による勧告をした場合において、特定事業又は特定建設発生土搬出の実施により、斜面の安全の確保、災害発生の防止又は良好な自然環境若しくは生活環境の保全に重大な支障が生じるおそれがあると認めるときは、許可事業者又は搬出許可事業者（第14条又は第26条の規定により許可を取り消された者を含む。）に対し、期限を定めて必要な措置を講ずべきことを命ずることができる。
- 5 知事は、前各項の規定によるほか、斜面の安全の確保、災害発生の防止又は良好な自然環境若しくは生活環境の保全に急迫かつ著しい支障が生じるおそれがあると認めるときは、特定事業又は特定建設発生土搬出を実施している者（第14条又は第26条の規定により許可を取り消された者を含む。）に対し、期限を定めて必要な措置を講ずべきことを命ずることができる。
- 6 知事は、前各項の規定による命令を受けた者が当該命令に従わないときは、その旨及び命令に従わない者の氏名又は名称を公表するものとする。

解 説

- ◆本条は、第1項から第4項までが許可を受けた者に対する命令、第5項が条例の許可を得ていない事業を含めて、危険な工作物の設置、建設発生土搬出に対する命令としており、命令対象を限定している。
- ◆第4項は、必要な措置を講ずるように勧告したにも関わらず、当該措置を実行しないため、斜面の安全確保等に重大な支障があると認められる場合に、必要な措置を行う期限を定めて命令できることにしている。
- ◆「命令」は、行政罰につながる行為になることから、慎重に進めることが必要であり、裁量の範囲を「許可を受けた者」又は「斜面の安全が急迫かつ著しい支障が生じるおそれがあると認められる状態であることが明白である事業を行った者」に限定している。
- ◆命令に従わず、条例の責務を果たさない者は、一般に周知することを目的に、その氏名・名称を公表することになっている。
- ◆特定事業及び特定建設発生土搬出に対する命令は、以下のとおりとしている。

特定事業に対する命令

命令の対象者	命令するとき	命令できる措置
許可事業者	<ul style="list-style-type: none"> <li>許可を受けているが、技術基準に違反し実施したと認めるとき</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>特定事業を中止すること</li> <li>期限を定めて特定事業に係る工作物の撤去</li> <li>原状回復</li> </ul>
無許可事業者	<ul style="list-style-type: none"> <li>許可を受けずに実施したと認めるとき</li> <li>許可を受けているが、事業計画の変更の許可を受けずに実施したと認めるとき</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>その他斜面の安全の確保</li> <li>災害発生の防止</li> <li>良好な自然環境若しくは生活環境の保全</li> </ul>
勧告を受けた許可事業者	<ul style="list-style-type: none"> <li>特定事業の実施により、斜面の安全の確保等に重大な支障が生じるおそれがあると認めるとき</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>期限を定めて必要な措置を講ずべきこと</li> </ul>
特定事業を実施している者	<ul style="list-style-type: none"> <li>斜面の安全の確保等に急迫かつ著しい支障が生じるおそれがあると認めるとき</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>期限を定めて必要な措置を講ずべきこと</li> </ul>

特定建設発生土搬出に対する命令

命令対象者	命令するとき	命令できる措置
無許可事業者	<ul style="list-style-type: none"> <li>許可を受けずに実施したと認めるとき</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>建設発生土搬出の中止すること</li> <li>期限を定めて建設発生土の撤去</li> <li>その他斜面の安全の確保</li> <li>災害発生の防止</li> <li>良好な自然環境若しくは生活環境の保全</li> </ul>
勧告を受けた許可事業者 (搬出許可事業者)	<ul style="list-style-type: none"> <li>特定建設発生土搬出の実施により、斜面の安全の確保等に重大な支障が生じるおそれがあると認めるとき</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>期限を定めて必要な措置を講ずべきこと</li> </ul>
特定建設発生土搬出を実施している者	<ul style="list-style-type: none"> <li>斜面の安全の確保等に急迫かつ著しい支障が生じるおそれがあると認めるとき</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>期限を定めて必要な措置を講ずべきこと</li> </ul>

5. 6 許可台帳（条例第32条、規則第27条）

○条例に基づく処分等の事項を記録するものとして、許可台帳を整備し保管する。

<条例>

（許可台帳）

第32条 知事は、規則で定めるところにより、この条例の規定による処分、報告その他の事項に係る台帳を整備し、保管するものとする。

<規則>

（許可台帳の記載事項）

第27条 条例第32条の台帳には、次の各号に掲げる台帳の種類ごとに、それぞれ当該各号に定める事項を記載しなければならない。

（1） 特定事業の許可に係る台帳 次に掲げる事項

ア 許可年月日、許可番号及び許可に付した条件

イ 許可事業者の氏名及び住所（法人にあっては、名称及び代表者の氏名並びに主たる事務所の所在地）

ウ 特定事業の内容及び期間

エ 事業区域の所在地及び面積

オ 保証金の額及び預入した金融機関の名称

カ 変更の許可の年月日及びその内容

キ 軽微な変更の届出の年月日及びその内容

ク 中間検査の通知の年月日及びその内容

ケ 完了検査の通知の年月日及びその内容（特定事業を廃止した場合にあっては、その理由）

コ 特定事業を承継した者の氏名及び住所（法人にあっては、名称及び代表者の氏名並びに主たる事務所の所在地）並びに承継した理由

サ 廃止時検査の通知の年月日及びその内容

シ その他知事が別に定める事項

（2） 特定事業の定期的な報告に係る台帳 次に掲げる事項

ア 許可年月日及び許可番号

イ 許可事業者（特定事業を承継した者を含む。）の氏名及び住所（法人にあっては、名称及び代表者の氏名並びに主たる事務所の所在地）

ウ 特定事業の内容

エ 事業区域の所在地

オ 定期報告の対象期間及び受理年月日

カ 特定事業を完了し、又は廃止した後の定期報告にあっては、特定工作物の維持管理に係る不備又は異変の概要

キ その他知事が別に定める事項

（3） 特定建設発生土搬出の許可に係る台帳 次に掲げる事項

ア 許可年月日及び許可番号

イ 搬出許可事業者の氏名及び住所（法人にあっては、名称及び代表者の氏名並びに主たる事務所の所在地）

ウ 搬出する土砂の数量

エ 土砂を搬出する期間

オ 土砂の搬出先に関する事項

カ トレーサビリティシステムの利用に関する事項

キ 変更の許可の年月日及び内容

ク 軽微な変更の届出の年月日及びその内容

ケ 特定建設発生土搬出の完了等の報告の年月日

コ その他知事が別に定める事項

**解 説**

---

- ◆許可を受けた特定事業等について、第三者に対し、許可の内容を知らせ、許可事業に影響が及ばないようにすると同時に、土地取引等に不測の損害を被ることがないようにする目的で許可台帳を整備し、保管することになっている。
- ◆許可台帳に記載した事項等については、とっとりWEBマップに公表することで、一般に周知を図ることになっている。
- ◆許可台帳は、申請者の求めに応じて、記載事項の証明を交付できるようにしている。



5. 7 手数料（条例第33条）

○条例に基づく手続きについては、手数料を徴収することになっている。

<条例>

（手数料）

第33条 別表の区分欄に掲げる行為を求める者は、それぞれ同表の金額欄に定める額の手数料を納付しなければならない。  
2 既に納付した手数料は、還付しない。ただし、知事が特に必要と認めた場合は、この限りでない。

解 説

◆条例に基づく許可等においては、必要な手数料を納付しなければならない。

手続に必要な手数料

事業	区分	金額
特定事業 （斜面地の工作物の設置）	許可	1件につき 91,000円
	変更の許可	1件につき 53,000円
	中間検査	1件につき 26,000円
	完了検査	1件につき 33,000円
	廃止時検査	1件につき 33,000円
特定建設発生土搬出※	許可	1件につき 10,000円
	変更の許可	1件につき 6,000円
証明書（許可台帳記載事項）	交付	1件につき 650円

※トレーサビリティシステムに利用者として登録をしている者が許可の申請をする場合を除く。

5. 8 適用除外（条例第33条の2）

○鳥取市の区域については、この条例の規定は、適用しない。

<条例>

（適用除外）

第33条の2 鳥取市の区域については、この条例の規定は、適用しない。

解 説

◆令和6年1月1日、「鳥取市盛土等に係る斜面の安全確保に関する条例」が施行され、鳥取市内における特定事業及び特定建設発生土搬出について、鳥取市が同条例による規制を開始した。よって県の条例では鳥取市の区域を適用除外としたものである。

5. 9 規則への委任（条例第34条、規則第29条、第30条）

○条例の施行に必要な事項については、規則に委任する。

<条例>

（規則への委任）

第34条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

<規則>

（書類等の提出部数）

第28条 条例又はこの規則の規定により知事に提出する書類その他書類の提出部数は、正本1部及び副本1部とする。

（雑則）

第29条 この規則の施行に関し必要な事項は、知事が別に定める。

**解 説**

---

- ◆ 条例に定める事項の細目や手続きについて、規則で定める根拠を示したものである。
- ◆ 許可、届出、報告において、県に提出する書類は、正副本の合計2部としている。  
また、必要に応じ電子データによる提出も可能としている。